

豊橋市内に事業所のある中小事業者の皆様へ

若者を呼び込み、まちも会社も、もっと元気に!



# 奨学金返還支援で 若者を応援しませんか?

豊橋市では、地元中小事業者に就職し、市内に住む若者に対する奨学金返還支援事業を行っています。あなたの会社も「豊橋市奨学金返還支援補助金対象事業者」に登録し、採用活動の強みとしてこの制度を活用しませんか。

## 奨学金返還支援制度とは?



貸与学生の割合

2.7人に1人

平均貸与総額

第1種 237万円  
第2種 343万円

●平成29年11月 独立行政法人日本学生支援機構  
「奨学金への理解を深めていただくために」より

●第1種奨学金は特に優れた学生が対象

## ポイント1

1人当たり補助額  
3年間で54万円を  
市と半分ずつ支援



## ポイント2

対象事業者は  
市が積極的にPR



とよはして  
働く君を  
応援

若手人材採用の  
アドバンテージに!



## 就活生の声



奨学金返還支援制度が  
あったら、企業選びの  
きっかけになります。

(東三河合同企業説明  
会相談ブースでのアン  
ケートより)

## 対象事業者の要件

次の要件をすべて満たす事業者

(風営法等の規制にかかる企業は対象外)

☐ 市内に事業所を有する中小事業者・中小企業団体

☐ 本人へ交付する補助金の2分の1の額の協力金納付が可能

## 問合せ

豊橋市 産業部 商工業振興課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地(市役所東館10階)

☎0532-51-2437 ✉shokogyo@city.toyohashi.lg.jp



豊橋市



# 豊橋市奨学金返還支援補助金の概要

## 補助金の 交付対象者

対象事業者に正規雇用として就職し、次の要件をすべて満たす方  
 大学等<sup>\*</sup>を卒業し、就職時の年齢が35歳未満  豊橋市内に居住  
 豊橋市内事業所に勤務<sup>\*</sup>  在学中に奨学金の貸与を受け、返還滞納なし

補助期間 奨学金返還開始月から3年間<sup>\*</sup>

1人あたりの  
補助金額 月額15,000円 (3年間で540,000円)  
 企業協力額: 月額 7,500円 (3年間で270,000円)

交付方法 毎年2月末時点で上記の交付対象者要件を満たすことを本人からの交付申請で確認の上、毎年4月にまとめて交付

～補助金の交付と企業協力金のイメージ～  
 例: 4月新卒採用・10月から奨学金返還開始の場合

	補助額(企業協力額)	補助対象期間(月数)
1年目	75,000円(37,500円)	10月～2月(5か月分)
2年目	180,000円(90,000円)	3月～2月(12か月分)
3年目	180,000円(90,000円)	3月～2月(12か月分)
4年目	105,000円(52,500円)	3月～9月(7か月分)

<sup>\*</sup>大学等: 大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専門学校(就学年限2年以上)  
 勤務地要件や補助開始時期には例外あり。詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 対象事業者登録するには?

1  
対象事業者登録  
申請書

2  
企業協力金  
納付同意書

3  
企業概要がわかる書類  
 例) 会社パンフレット、ホームページ掲載済みの企業概要ページの写しなど

申請書類はホームページから!

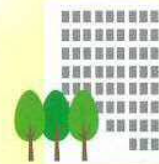
制度の詳細・登録書類のダウンロード

豊橋市奨学金返還支援補助金 検索

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/34111.htm>

<sup>\*</sup>業種・資本金・従業員数・所在地が明記されていること

郵送で提出、または  
窓口へ持参



市役所

数日で市ホームページの対象事業者紹介ページに掲載されます。

## よくある質問

## Q&A

※H30年12月1日作成

Q 勤務先が途中から市外に変わったら?

A 本社が豊橋市内の場合  
 配属先が初めから市外、又は途中から市外でも、市内に居住していれば対象になります。

本社が豊橋市外の場合

市内事業所に勤務中に補助対象者登録をされた方であれば、市外事業所勤務になった場合も、市内に居住していれば対象となります。初めから市外事業所勤務の場合は対象になりません。

Q 退職したら?

A 補助金の交付申請ができる方は、毎年2月末時点で補助対象者の要件を満たす方になります。  
 2月末の時点で会社を退職している場合は、その年度分の補助金の申請はできません。



問合せ

豊橋市 産業部 商工業振興課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地(市役所東館10階)

☎0532-51-2437 ✉shokogyo@city.toyohashi.lg.jp



豊橋市

対象事業者  
紹介ページ▶

